四　日タイ協定	五年
五　日インドネシア協定	五年
六　日ブルネイ協定	三年
七　日アセアン協定	三年
八　日フィリピン協定	五年
九　日スイス協定	三年

第十条の見出しを「（第一種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知先）」に改める。

第十一条の見出しを「（第一種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知に係る軽微な事実）」に改め、同条中「第六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び同条第二項経済産業省令で定める軽微な事実」を削る。

第十二条の見出しを「（第一種特定原産地証明書に係る書類の保存等）」に改め、同条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に、「、発給申請者の申請に係る物品の仕入書の写し又はこれに準ずるもの及び発給申請者又は証明資料提出者の提出に係る当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類とする」を「、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　発給申請者の申請に係る物品の仕入書の写し又はこれに準ずるもの

二　発給申請者又は証明資料提出者の提出に係る当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類又は当該物品に係る第一種原産品誓約書

第十二条第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項の表に次のように加える。

九　日スイス協定	三年

第十二条に次の二項を加える。

3　法第七条第二項の第一種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、当該第一種原産品誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類とする。

4　法第七条第二項の経済産業省令で定める期間は、当該第一種原産品誓約書に係る第一種特定原産地証明書の発給の日から起算して三年を加えた期間とする。

第十三条（見出しを含む。）中「第三十条第三項」を「第三十条第五項」に、「経済連携協定の締約国の権限ある当局」を「メキシコ合衆国の税関当局」に改め、同条を第二十五条とし、第十二条の次に次の十二条を加える。

（第二種特定原産地証明書の作成に係る認定の申請）

第十三条　法第七条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　認定申請者が個人である場合にあっては、申請の日前三月以内に作成された戸籍の抄本若しくはこれに準ずるもの又は住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し若しくは市区町村が申請の日前三月以内に発行した外国人登録原票に記載された事項を証明する書面又は在留資格を証するその他の書類で申請の日前三月以内に作成若しくは記載されたもの）及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの

二　認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、定款並びに登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（当該団体の代表者から委任を受けた者が申請する場合にあっては、当該委任を受けたことを証する書面を含む。）並びに役員の氏名及び略歴を記載した書類

三　認定申請者が様式第二十二により作成した法第七条の三各号に該当しないことを誓約する書面

四　日スイス協定附属書二、法及び法に基づく命令の規定を遵守する旨を説明した書類

五　第二種特定原産地証明書の作成に係る経済連携協定の締約国等（法第二条第二項の締約国等をいう。）を仕向地とする輸出に関する実績及び計画を記載した書類

2　法第七条の二第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　連絡先及び法人その他の団体にあっては、その代表者又は当該代表者から委任を受けた者が申請する場合にあっては、当該委任を受けた者の氏名

二　法第七条の二第二項第四号の物品に係る関税番号

三　第二種原産品誓約書交付者となる候補者の氏名又は名称及び住所（認定申請者が法第七条の二第二項第四号の物品の生産者でない場合であって、当該物品の生産者から第二種原産品誓約書の交付を受けて第二種特定原産地証明書を作成しようとする場合に限る。）

四　法第七条の四第一項に規定する認定の基準に適合している旨を説明する事項

3　法第七条の二第一項の申請は、様式第二十三による認定申請書により行わなければならない。

（認定の基準）

第十四条　法第七条の四第一項の経済産業省令で定める基準は、日スイス協定にあっては、次のとおりとする。

一　認定申請者が第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること。

二　認定申請者が個人である場合にあっては、当該認定申請者本人と次に掲げる者との間の連絡体制を整備していること。

イ　経済産業大臣

ロ　申請に係る物品の生産者（当該申請に係る物品について認定申請者が生産者でない物品が含まれる場合に限る。）

三　認定申請者が法人その他の団体である場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ　本店又は主たる事務所に、次に掲げる者を配置していること。

(1)　第二種特定原産地証明書の作成に係る法令及び法令に基づく処分の遵守を確保する業務に係る責任者

(2)　(1)の責任者及びロの業務を行う者を指揮し第二種特定原産地証明書の作成に関する業務を総括管理する統括責任者

ロ　第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、当該業務を行う者として、次に掲げるいずれかの者を配置していること。

(1)　法第三条第二項若しくは第三項の資料又は第四条の二第四項の資料（以下このロにおいて総称して単に「資料」という。）の作成に関する事務に携わり、当該資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該資料に係る物品について第四条の二第五項の確認を受けた者

(2)　資料の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が当該作成に係る資料について第一種特定原産地証明書の発給又は当該作成に係る資料に係る物品について第四条の二第五項の確認を受けた場合に限る。）

(3)　法第七条の二第一項の認定を受けた者（個人である場合であって、法第七条の十三の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

(4)　第二種特定原産地証明書の作成に関する事務を法人その他の団体のために行った経験を有する者（当該法人その他の団体が法第七条の十三の規定により認定を取り消されていない場合に限る。）

(5)　(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

ハ　イ(2)の統括責任者が、イ(1)の責任者及びロの業務を行う者を指揮監督する権限を、当該法人その他の団体の内部規則において位置付けていること。ただし、当該統括責任者とイ(1)の責任者及びロの業務を行う者との間の連絡体制が整備されていると認められるときは、この限りでない。

ニ　第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、経済産業大臣との連絡体制を整備していること。

ホ　申請に係る物品について認定申請者が生産者でない物品が含まれる場合にあっては、認定申請者が当該物品に係る第二種特定原産地証明書の作成に係る業務を行う事務所ごとに、当該物品の生産者との連絡体制を整備していること。